

令和7年3月21日

自治会町内会長 様

港北区総務課長

**「町の防災組織活動費補助金」 令和7年度交付申請及び令和6年度実績報告について  
(連絡)**

日頃から区の防災施策・事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和7年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。  
つきましては、同封の手引きをご参照いただき、書類のご提出をお願いいたします。

**1 事業概要**

自治会町内会等で組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

**2 交付する補助金額**

申請世帯数×160円

※令和7年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数が上限です。(配布がない団体は届出のある加入数とします)

4月1日時点の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数が上限です。

(ご不明な点は区の担当者までお問い合わせください。)

**3 提出書類**

「※」のついている書類は、地域振興課に提出済の場合、提出不要です。

**(1) 交付申請**

- ・令和7年度町の防災組織活動費補助金交付申請書(同封)
- ・収支予算書※
- ・事業計画書※
- ・団体の規約(変更がない場合は提出不要)※

**(2) 実績報告(令和6年度に交付申請を行った場合は、ご提出が必須です)**

- ・令和6年度町の防災組織活動費補助金実績報告書(同封)
- ・収支決算書※
- ・活動実績報告書※
- ・領収書(1件10万円以上の支出があった場合)

**(3) 請求**

- ・請求書(交付決定後に様式を送付します)
- ・口座振替依頼書※
- ・振込口座の確認できる通帳等の写し※

なお、交付申請書及び実績報告書については、港北区役所のウェブページにデータを掲載しておりますので、必要な方は「港北区 町の防災組織活動費補助金」をウェブで検索してください。

裏面あり

#### 4 書類提出期限

- (1) 交付申請及び実績報告

令和7年6月30日(月)

※ご申請いただいた自治会町内会から、順次手続きを進めます。

- (2) 請求書

交付決定通知書の到達から約2週間

#### 5 注意事項

- (1) 申請書の申請金額と収支予算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきまようようお願いいたします。
- (2) 実績報告書の支出金額と収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきまようようお願いいたします。
- (3) 令和6年度に補助金の交付を受けている場合は、令和7年度に交付申請を行わない場合でも令和6年度の実績報告書のご提出が必要です。

#### 6 提出方法

総務課窓口にご持参いただくか、郵送(E-mail含む)にてご提出をお願いいたします。

- (1) 総務課窓口：港北区役所4階44番窓口

- (2) 提出先：〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 ko-bousai@city.yokohama.lg.jp  
港北区役所総務課防災担当 宛

**補助対象にできない経費**が交付申請書・実績報告書に記載されていることがあります。補助金の交付対象事業は同封の手引きに記載していますので、書類の作成にあたっては必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

補助対象外経費が記載されている場合は、交付する補助金の減額、交付済補助金の返還請求を行う場合がありますので、ご承知おきください。

本補助金を活用した活動や備品の購入について、補助対象かわからないなど、ご不明な点がある場合には、下記の間合せ先までご連絡ください。

| 補助対象  | 補助対象外  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施</li><li>・備蓄食料・防災資機材等の購入</li><li>・防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催</li><li>・防災マニュアル・防災マップ等の作成</li><li>・AEDの購入(リース含む)</li><li>・防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)</li><li>・その他防災活動の一環として実施する事業</li></ul> ※交付の対象となるのは、令和7(2025)年度中に実施する事業に限ります。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・食糧費(お茶代・弁当代など)</li><li>・消防団への分担金や助成事業</li><li>・防犯活動など、直接防災に関わりのない活動</li><li>・防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)</li><li>・分割購入費</li><li>・自治会館等の光熱水費等の公共料金</li><li>・「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動</li><li>・防災等活動に従事した自治会町内会員に対する謝礼金、手当、菓子折等</li></ul> |

※当該事業は、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

#### 【間合せ先】

港北区総務課防災担当 新井田、亀本、渡部  
TEL 045-540-2206  
FAX 045-540-2209